

## 東京工科大学受託研究費取扱規程

### (目 的)

第1条 この規程は、本学の教員が、学外からの調査研究等を受託する場合の取扱いについて、定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 受託研究とは、学外の研究機関又は民間企業等（以下「委託者」という。）から委託を受けて行う調査研究等で、これに要する経費（以下「受託研究費」という。）を委託者が負担するものをいう。

### (承 認)

第3条 教員が受託研究を行う場合、当該受託研究の担当責任者（以下「研究責任者」という。）は、学長の下承を得て、理事長の承認を得なければならない。

### (契 約)

第4条 受託研究契約は、原則として別紙の契約書式を用いて学長と委託者との間で締結するものとする。

2. 契約締結に係る事務は、大学事務局研究協力課（以下「研究協力課」という。）において行う。

### (受託研究費の使途)

第5条 受託研究費は、事務管理費を除き当該研究に係る経費以外に使用してはならない。

### (事務管理費等)

第6条 受託研究費のうち事務管理費として、受託研究費の15%を控除し、研究協力課が管理運用するものとする。

### (施設、設備及び備品等の使用)

第7条 受託研究を行うため、本学の施設、設備及び備品等を使用することができる。

### (購入設備、備品等の帰属)

第8条 受託研究費により購入した設備、備品等の所有権は、別段の定めをした場合を除き学校法人片柳学園に帰属する。

### (研究成果の公表)

第9条 受託研究の結果得られた成果の公表については、研究責任者と委託者とで協議するものとする。

### (知的財産権等)

第10条 受託研究に関し、発明、考案又は著作物を完成したときの当該知的財産権等の帰属及び処置については、学長と委託者とで協議のうえ、これを決定する。

### (適用除外)

第11条 委託者が、国、地方公共団体等である場合は、本規程の一部を適用しないことができる。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

1. この規程は、平成6年1月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。
1. この改正規程は、平成16年6月16日から施行する。